

令和5年11月10日

令和5年度第8回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年11月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和5年11月10日（金曜日） 午後1時54分

4. 議案

- 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第39号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第29号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	4番 大柳 建秀
5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志	7番 窪寺 洋志
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

3番 一戸 昭憲	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
12番 長野 英雄		

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	4番 工藤 隆正
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
8番 山田 五月	9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美	13番 石川 正光
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一		
----------	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	古 田 正 之
主 幹	工 藤 武	主 査	山 内 武 志
主 事	前 田 泰 仁	専 任 員	木 村 浩 一

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 15 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 18 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 8 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。2 番安部浩一委員、4 番大柳建秀委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 36 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、賃借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足のためであり、譲受人又は借人については新規就農及び経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

それでは、まず、2ページ目の所有権移転 申請番号90番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

私は●●●●、青森の雲谷というところに住んでおります。今回申請したのは、10年前から畑を貸して頂いて、その方が亡くなって、県外の名義人から畑を買わないかと相談がありました。

名義人は遠くに住んでいるものだから、畑の管理自体ができない状態です。それで、私が管理しようという考えで申請したものです。

○議長(福士修身会長)

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、最初に秋谷委員をお願いします。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と言います。●●さん、本日はご苦労様でございます。2 点ほどお尋ねします。

1 点目は、10 年前から今の畑を栽培管理してきたようですが、10 年前に比べて収量的に変化があるものかどうか、その辺をお知らせ願いたい。これが 1 点目です。

2 点目は●●さん、野菜作りに何が一番重要だと考えていますか。

その 2 点お知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

10 年前に貸してもらって作り始めた時と現在では、だいぶ収量は上がっております。

大事な点と言われましたけれども、私の場合は、まったく農業とは関係がなかったものですか、一からやり始め、人から見たら何をやっているんだというところから始まって、周りの家庭菜園やっている人達とさほど違いのないところまでできているので、まあまあかなと思っております。

○議 長（福士修身会長）

はい、秋谷委員よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

はい、収量的に比べて減ってきましたか。10 年前と比べて、増えた、減った。

○●●●●氏

増えています。

○1 番（秋谷進委員）

増えている。それは、大したものですね。

はい、わかりました。

どうぞ野菜作り、楽しみながらやって頂ければと思います。

ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

はい、野口委員。

○16 番（野口友子委員）

16 番野口です。お隣に座っている方の関係を知りたいのと、農業委員会の方で、地域計画で 10 年後、農地がどうなるかという資料を作ることになっているんですけども、これから●●さんの 10 年後に対して、後をなさる方がいるのかどうか、ご自分のところで終わってしまうのかどう

かという 2 点をお知らせ願えますか。

○●●●氏

私、●●と申します。現所有者の甥にあたるのですが、先程お話ししましたが所有者が亡くなっておりまして、相続人が 2 人。その相続人は●●●●と●●●●というのですが、その 2 人の所有者の代理人でございます。

○●●●●氏

もう 1 点、10 年後のことを聞かれたけれども、自分は今 76 歳。10 年後 86 歳。ちょっと今は正直いってわかりません。

また、跡継ぎもおりませんので、その辺のことはなってみないとわからないです。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 92 番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議 長（福士修身会長）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

荒川の●●●●と申します。現在、親戚で作付けしているカシスの栽培と出荷を手伝っています。兄から農地を相続した姪達が県外に住んでおり、農業を続けられないという話がありました。それで、話し合った結果、自分が引き継ぐことになりました。日本一の生産量を誇る青森カシスを自分たちで栽培、出荷し農地を守っていきたいと思います。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

ご苦労様です。2番安部と申します。

計画の中に1年目と5年目の計画書がありますけれども、5年目にして収量がわずか30kgというのは数字の間違いでしょうか。

それとも苗木は自家栽培のものを利用するので、5年くらいの歳月が流れると、それで収量がこうですよというかたちなのか。どちらでしょうか。

○●●●●氏

カシスの会の説明からいって、だいたい3年くらいは出荷できるような状態ではないという話だったのと、親戚の方の手伝いをしていて今年の出荷量が60～80本くらいの苗木だったんですけど、6万円くらいしかなかったんですね。

去年と比べてキロ当たり1,200円とちょっと上がったんですけども、それでも出荷ができないう状態、私達がこれからやろうとしている苗木も50～60本くらいが限界ですので、そうするとこれくらいが見込める数字じゃないかということで算出しました。

○2番（安部浩一委員）

参考にしていただければ、もし苗木が不足であれば、私の地域に手広くカシスを栽培していて辞めた方の農地が放置になっているんですよ。そこに5～6年、10年くらいたったカシスの苗木もありますので、もし良ければ仲介してお譲りすることもできますので、農業委員会事務局を通して、おっしゃっていただければ協力しますので。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といます。●●さん、本日はご苦労様です。2点ほどお尋ねします。

まず1点目でございますが、今回購入しようとしているカシスの畑、カシス何本くらいについているか。

2点目、カシス栽培で一番気をつけていこうと思っていることは何か。

その2点おっしゃってください。

○●●●●氏

今のところは予定しているのは、60本程植えて出荷しようと思っていました。出荷の時期が夏場だけと期間が短いところもありますので、朝の時間にやって、その後仕分けして冷凍して出荷というかたちにしようと思っていました。

虫がついた時でも薬をかけられないので、こまめに下草を刈って、今年は特に葉っぱが白くなる病気が多かったのを、それをこまめに取って処理をする、他にうつさないことが大事かなと思っています。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、2ページの所有権移転 申請番号91番及び93番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（豊川明子委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。



(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
豊川明子委員を入場させてください。

(豊川明子委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長 (福士修身会長)

次に、議案第 37 号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○議長 (福士修身会長)

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第 5 条の許可申請が 2 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。  
それでは、右上に「議案第 37 号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。  
申請番号 11 番、申請地は 2 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページから 8 ページ目が土地の登記簿、9 ページから 10 ページ目が法人の登記簿、11 ページ目が土地選定経緯書、12 ページ目が土地改良区の意見書、13 ページ目が道路占用許可書となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっておりますが、例外許可事由の一つに「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で、「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」というものがあります。

今回の建築資材置場及び駐車場の建築は、申請地周辺に居住する事業者の事業拡大に伴う建設資材保管及び駐車場の設置を目的としており、非農地、農地を含め設置場所を検討した結果、吉内地区の集落に接続する当該農地が適地であると判断したもので、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 37 号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 12 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ目が土地の登記簿、8 ページから 12 ページ目が法人の登記簿、13 ページ目が利用候補地検討表、14 ページ目が法定外公物占用等許可申請書となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、JR 左堰駅からおおむね 500m 以内の範囲に位置する「第 2 種農地」と判断されます。

第 2 種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できず、代わりとなる土地がない場合に限り許可できるものです。

本件は、この要件に該当しており、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに店舗及び駐車場用地に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

一般的な話でよろしいのですが、転用する場合、例えば今の浪岡の場合、4,708㎡を駐車場及び資材置場に転用したいという案件ですが、実際の会社と転用する案件の距離がどれくらいあるのか。一般的にあまり離れたところに作らないと思うのですが、基準みたいなものがあるものかどうか。その辺をお知らせ願えればと思います。

○議長（福士修身会長）

事務局お願いします。

○事務局

県の方に確認して進めさせてもらった案件でございます。会社と今の資材置場、駐車場との距離が何kmまでというのは県から示されてございません。ですので、何km以内までというのはないと思います。今回のケースは3kmでございます。

○1番（秋谷進委員）

はい、一般的にだいたい何km以内という基準はないと。

今の案件は3kmくらい離れているところだと。

わかりました。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

○議長（福士修身会長）

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 38 号及び第 39 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 1 件の合計 3 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページ、利用権設定の案が 6 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 39 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、5 ページの所有権移転 申請番号 37 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（豊川明子委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

豊川明子委員を入場させてください。

（豊川明子委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議 長（福士修身会長）

次に、報告第 26 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が 5 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議 長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 27 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 28 号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 40 件となっております。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 29 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が2件です。  
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○4番（工藤隆正推進委員）

水田耕作を廃業した件について  
青森県産業技術センターの研究報告について  
秋田県種苗交換会について

○2番（安部浩一委員）

地域計画作成に向けた地域の話し合いの開催案内発送の対象者と周知方法について

○議長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○農業政策課

地域計画作成に向けた地域の話し合いの開催について  
11月17日開催の農業委員・農地利用最適化推進委員等の研修について

○事務局

大字荒川のモデル地図について  
11月21日開催の青森県農業委員会大会について  
タブレット操作説明会について

○事務局局長

農業委員、推進委員の募集について

○事務局

次回の月例総会は、12月11日（月）午後1時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これをもちまして、令和5年度第8回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。